

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、平成4年4月1日からA株式会社に勤務し、同年6月30日まで勤務していた記憶がある。

所持している平成4年6月分の給与明細書では社会保険料が控除されているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によれば、申立期間に係る平成4年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されているものの、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は平成4年6月29日に当該事業所を離職していることが確認でき、この離職日は、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたとは認められない。

また、厚生年金保険法第19条に、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」と規定され、かつ同法第14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成4年7月1日ではなく、同年6月30日となる。

さらに、当該事業所から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を見ると、申立人は平成4年6月30日に被保険者資格を喪失（同年6月29日退職）したとの記載が確認できるとともに、同事業所では、「このほかに申立人の勤務実態を確認できる申立期間当時の関連資料は無い。」としており、申立人が同年6月30日まで勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

加えて、社会保険庁の記録上、当該事業所において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者17人に、申立人の勤務実態等について照会し、9人から回答を得たが、いずれも申立人の勤務期間を特定できる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成4年6月分の厚生年金保険料を事業主により同年6月分給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 22 日から 34 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、株式会社Aに、中学校卒業後の昭和 32 年 3 月 22 日から 41 年 11 月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における住所は、申立人の戸籍の附票によると、申立期間中の昭和 33 年 1 月 10 日から勤務していたとする事業所の事業主宅にあることが確認できる上、当該事業所の役員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち 32 年 3 月 22 日から同年 9 月 30 日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所では、「申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 9 人に照会し、5 人から回答を得たが、申立人の勤務実態及び厚生

年金保険の加入の有無について、申立てを裏付ける具体的な供述は得られなかった。

加えて、回答を得た上記5人のうち二人の加入記録を見ると、これらの者が入社したとする時期から9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれるとともに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和32年10月以前に入社したとする者から聴取したが、「昭和32年10月以前に、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」としており、申立てのとおり厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無いほか、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間についてA事業所に勤務し、B事業所から給与をもらっていた。

また、老齢厚生年金の受給手続きをした時に、社会保険事務所の職員から「A事業所に4か月勤めていましたね。」と言われたことを憶えているので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時給与の支払いを受けたとするB事業所は、社会保険庁の記録上、昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚3人のうち所在が確認できた者は、既に死亡している上、その妻から聴取しても、申立てを確認できる供述は得られなかった。

さらに、C事業所は、「当時A事業所に勤務している人の労務管理は、B事業所に委託されていたが、C事業所への引継ぎは行われておらず、申立人の勤務実態及び雇用の状況を確認できる関連資料は無い。また、当時の厚生年金保険の取扱いを記載した資料によれば、A事業所で勤務する従業員は、

当初、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の適用から除外されていたが、昭和 23 年 7 月の厚生年金保険法の一部改正により、24 年 4 月 1 日から同法の適用を受けることとなり、加入の取手が取られた。」と回答している上、申立人が勤務していたとする当該事業所の労務管理をしていた B 事業所では、「申立期間当時の関連資料が無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無については不明である。」と回答しており、申立てに係る事実は確認できなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。